

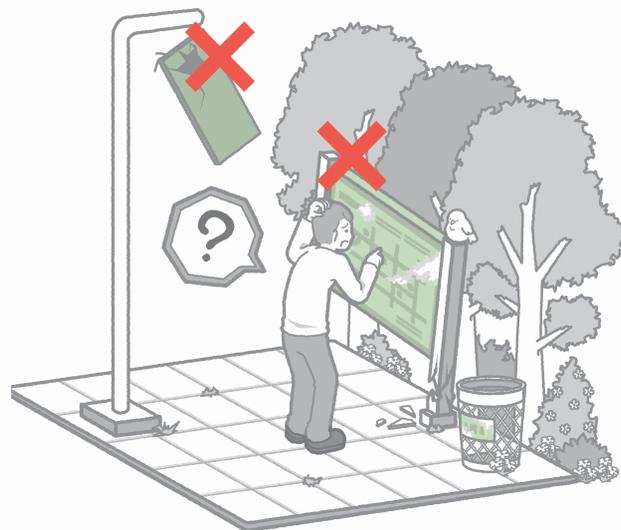
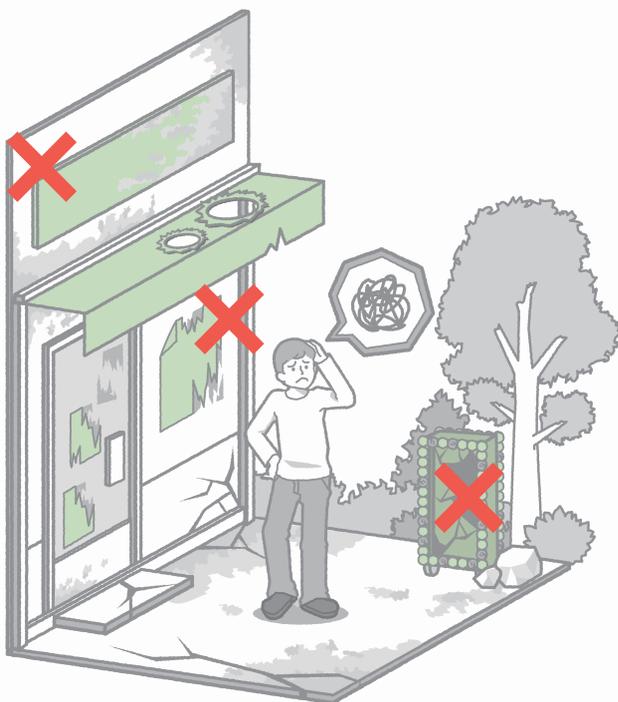
！ 一切表示・設置ができない広告物があります。

1 禁止広告物【条例第3条】

県内全域、どのような場合でも一切表示・設置することができない広告物です。

次のような広告物は、県内のどの地域でも、どのような場合でも、誰が表示したものであっても、例外なく表示・設置が禁止されます。これに違反した場合には、措置命令の対象となり、この命令に違反した場合には、罰則（50万円以下の罰金）の対象となります。

- 著しく損傷し、又は老朽化したもの
- 倒壊し、もしくは落下し、又はそのおそれがあるもの



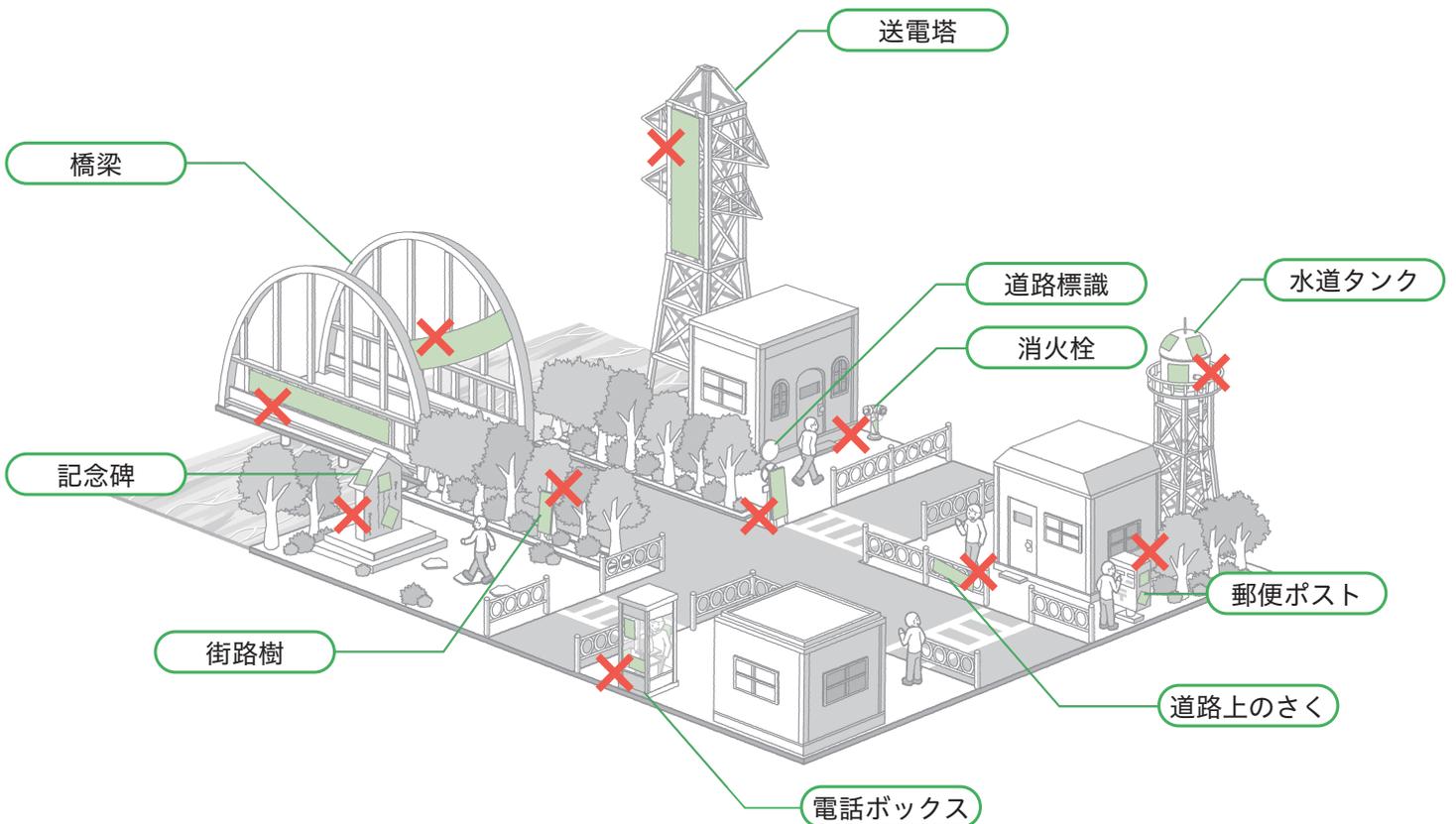
！ 広告物を表示・設置できない物件があります。

2 禁止物件【条例第5条】

地域に関係なく、原則として広告物を表示・設置できない物件です。

次のような物件には、県内のどの地域でも、原則として広告物の表示・設置ができません。
これに違反した場合には、措置命令、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

- 橋梁、トンネル、高架構造物、分離帯及び擁壁
- 街路樹及び路傍樹
- 信号機、道路標識、道路元標、里程標並びに道路上のさく及び駒止
- 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
- 郵便ポスト及び電話ボックス
- 路上変電塔、送電塔、送受信塔及び照明塔
- 煙突並びにガスタンク、水道タンク及び石油タンク
- 銅像、神仏像及び記念碑 など



！ 一切表示・設置ができない地域があります。

3 禁止地域【条例第4条】

広告物の表示・設置が、原則として禁止される地域・場所です。

次のような地域では、原則として広告物の表示・設置が禁止されます。
これに違反した場合には、措置命令、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

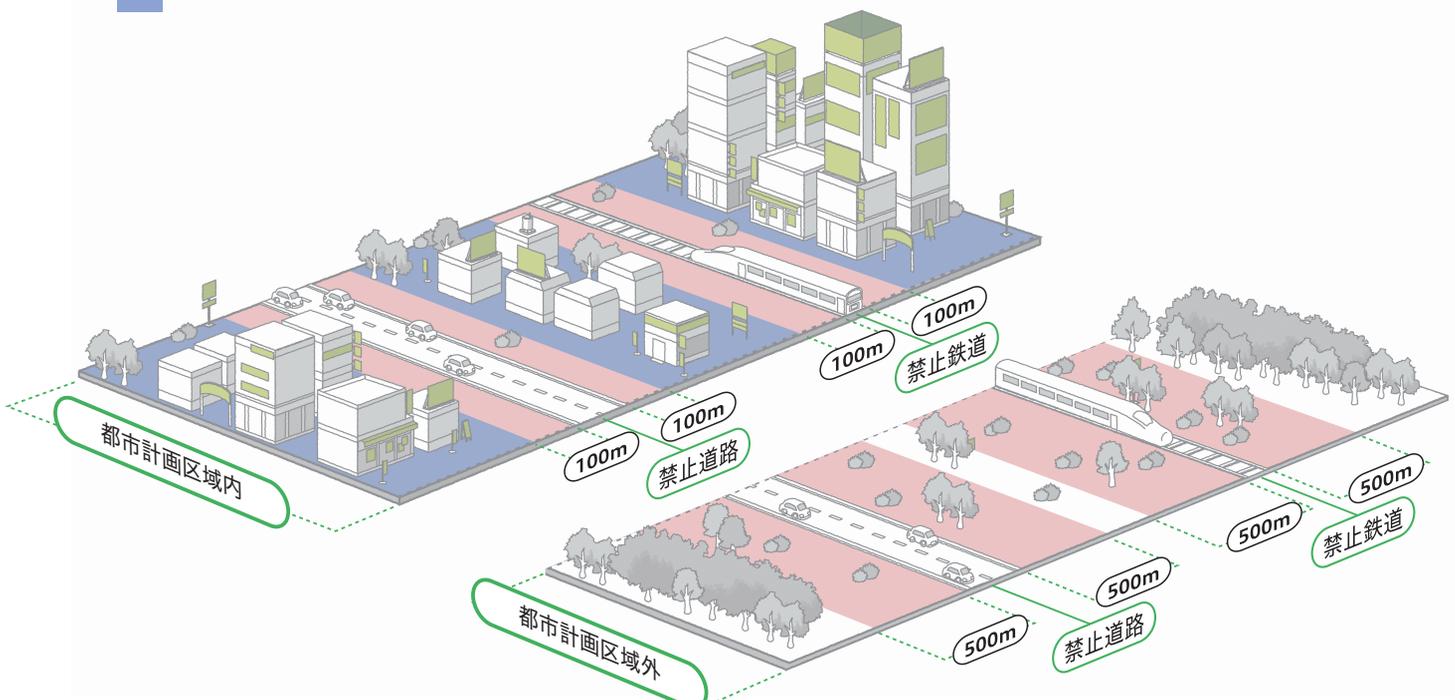
- 第一種・第二種低層住居専用地域
- 重要文化財、史跡名勝天然記念物、県重宝等の区域
- 国立公園及び国定公園、県立自然公園の区域
- 高速自動車道及び自動車専用道路の全区間、道路、鉄道等の知事が指定する区間
- 道路、鉄道等から展望できる地域で、知事が指定する区域
- 都市公園の区域
- 官公署、学校、図書館等公共性の高い施設及びその敷地 など

凡例

禁止地域

都市計画区域内の地域：禁止道路（鉄道）の路肩端又は路盤端から両側 100m 以内の区域
都市計画区域外の地域：禁止道路（鉄道）の路肩端又は路盤端から両側 500m 以内の区域

許可地域



！ 許可を受けなければ、表示・設置できない地域があります。

4 許可地域【条例第6条】

広告物を表示・設置するためには、原則として許可が必要な地域です。

次のような地域では、広告物を表示等する場所を管轄する市町村長の許可を受けなければ、原則として広告物の表示・設置ができません。

これに違反した場合には、措置命令、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

自然景観型許可地域

許可地域のなかでも、自然景観に配慮するために定められた地域です。

- 道路、鉄道等の知事が指定する区間（都市計画区域内の区間を除く）
- 道路、鉄道等から展望できる地域で、知事が指定する区域（都市計画区域内の区域を除く）
- 市街化調整区域、第一種・第二種中高層住居専用地域、用途地域が定められていない土地の区域

市街地景観型許可地域

賑わいある街並みの形成を促進するために定められた地域です。

- 道路、鉄道等の知事が指定する区間（都市計画区域内の区間）
- 道路、鉄道等から展望できる地域で、知事が指定する区域（都市計画区域内の区域）
- 第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

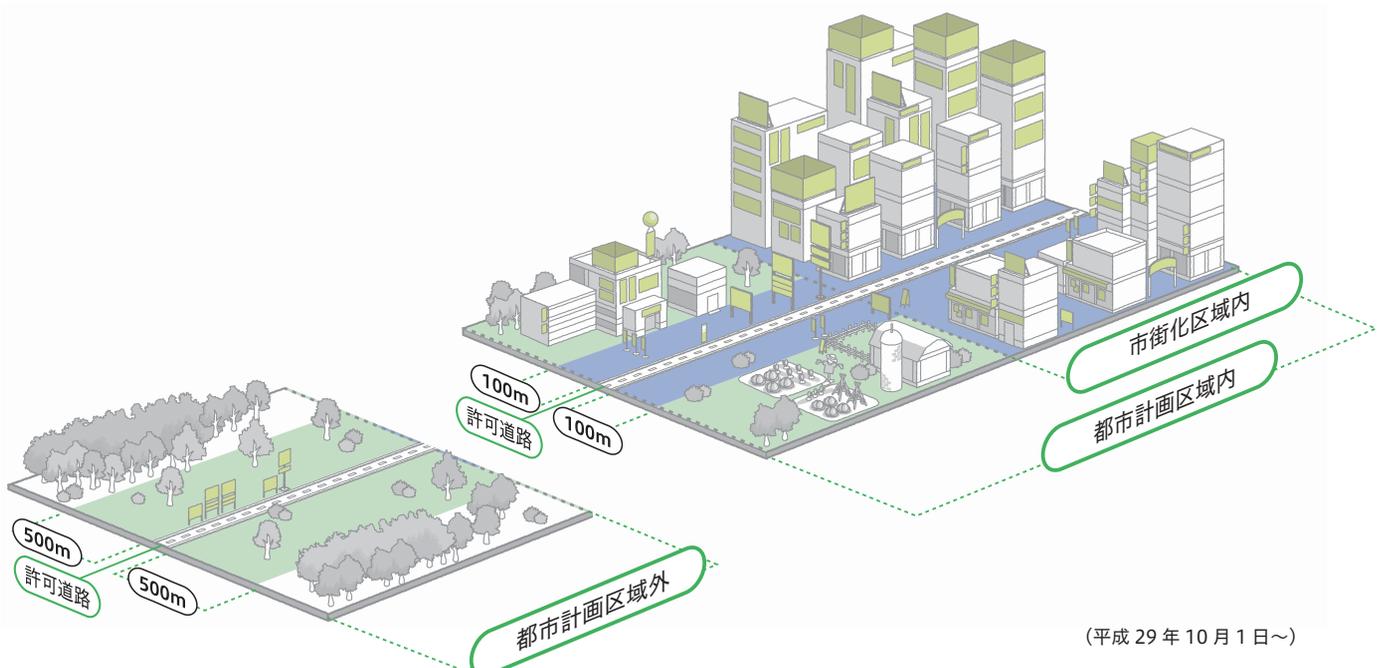
凡例

自然景観型許可地域

※都市計画区域外の許可道路（鉄道）の路肩端又は路盤端から両側 500m 以内の区域

市街地景観型許可地域

※都市計画区域内の許可道路（鉄道）の路肩端又は路盤端から両側 100m 以内の区域



(平成 29 年 10 月 1 日～)